

平成22年2月10日

文部科学大臣
川端 達夫 殿

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 秋 池

武



地方分権改革推進委員会第3次勧告について（要望）

このたび、地方分権改革推進委員会は、第3次勧告において、博物館の登録制度について提言しているが、当協議会は、下記により博物館の登録制度については現行制度を維持されるよう要望します。

記

博物館は、国・公・私立を問わず、広く地域を越えて活用されるものである。その登録制度は、博物館法第2条第1項の博物館の定義に基づき博物館の共通的な一定要件を定め、この要件を具備する博物館を都道府県が登録するもので、この制度は博物館の一定の水準を示し、わが国博物館制度の根幹となっている。

これに対して、この第3次勧告により都道府県が異なる要件を定めることになると、学芸員の配置や、建物存在の必要性などについて、登録博物館相互の整合性がなくなり、結果、後世に伝えるべき歴史資料の保存に関して、都道府県ごとに質的格差を生ずるなどの混乱を招くおそれがある。